

久留米市男女平等推進センター 市民グループ公募企画事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民グループがみずから企画し実施する、講座・講演会等の事業・イベントで、男女平等や男女共同参画をめざすものについて、久留米市男女平等推進センター（以下「センター」という）が広範な事業展開の支援の観点から行う「市民グループ公募企画事業」に関して、必要な事項を定めるものである。

(対象の市民グループ)

第2条 支援の対象とする市民グループは、久留米市およびその周辺を中心に活動している、または、活動予定のグループで、任意のグループから法人格を持つ団体までの市民グループとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の主催者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、支援を行わない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(対象の事業の内容)

第3条 支援の対象とする事業は、セミナー、講座、講演会、ワーク・ショップ、朗読会、上映会、寸劇など、形式や種別を問わず、広く市民を対象に、男女平等や男女共同参画をめざして行なう、20名以上参加予定の啓発事業やイベントで、営利を目的としないものであり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。

(支援の内容)

第4条 センターは、対象の事業を企画実施する市民グループに、次の支援を行なう。

- (1) 講師等の謝金、旅費の支払い（予算の範囲内）
- (2) 実施会場（えーるピア久留米内の施設）および設備機器の使用
- (3) 広報についての支援（久留米市の公式ホームページ掲載、チラシの一斉配布・配架）
- (4) チラシ及び当日資料のための用紙の提供と印刷機の無料使用
- (5) 一時保育の実施（保育室の確保、保育士の手配、保育士賃金の支払い）
- (6) 手話通訳・要約筆記の実施（手話通訳者・要約筆記者の手配）
- (7) 参考文献、データ、人材情報等の提供
- (8) その他市長が必要と認めるもの（予算の範囲内）

(支援申込みの受付時期と方法)

第5条 センターは、4月1日から翌年1月15日までの間、予算の範囲内で市民グループからの申請を受け付ける。

支援を希望する市民グループは、所定の申請書（第1号様式）及び団体調書（第4号様式）を、参加者から参加費等の徴収を行う時は収支予算書（第5号様式）とともに、センター所長に提出する。

(選考)

第6条 センター所長は、申請書の「事業計画」を添付の講師情報等とともに審査し、申請後2週間以内に支援の採否を決定し、通知（第2号様式）する。

(事業実施の広報)

第7条 市民グループは、採用された事業・イベントの周知のために、事業内容を告知するチラシを作成することとし、その記載事項として、主催者としてのセンターおよびグループ名のほか、「市民グループ公募企画事業」であることを明記する。市民グループは、チラシ原案について、センターとの協議の後、必要部数を印刷する。

（事業の準備と実施）

第8条 センターは、一般市民からの問合せや申請に対応し、講師等との連絡調整、必要な資料の作成、会場準備、当日進行等、市民グループと協力して事業を準備し実施する。また参加者から一時保育、手話通訳及び要約筆記の希望がある場合は、原則として実施することとする。

（終了報告）

第9条 市民グループは、事業終了後、1ヶ月以内または支援を受けた年度の3月末日のいずれか早い時期に、事業報告書（第3号様式）を提出する。また、参加者からの参加費等の徴収を行った時は、収支決算書（第6号様式）をあわせて提出する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附則 この要領は平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成22年10月1日から施行する。

附則 この要領は平成24年1月15日から施行する。

附則 この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和3年4月1日から施行する。